

豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業庁内連絡調整会議設置要綱

(設置)

第 1 条 豊中市と沖縄市の兄弟都市提携 50 周年を記念し、周年事業を全庁的に取り組むため、庁内の連絡調整を図る豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業庁内連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(趣旨・目的)

第 2 条 連絡調整会議は、令和 6 年（2024 年）11 月 3 日に迎える豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年を記念した事業（以下、「周年事業」という。）を実施するにあたり、情報共有および連絡調整を図ることにより、周年事業を円滑に実施するとともに、今後も兄弟都市の取組みを継続・発展させることを目的とする。

(連絡調整事務)

第 3 条 連絡調整会議で次の各号に関わる情報共有および連絡調整を行う。

- (1) 沖縄市との調整内容。
- (2) 各課が実施する周年事業の内容・進捗
- (3) 市民団体との調整内容
- (4) その他、周年事業に関すること。

(組織)

第 4 条 検討会議は委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 検討会議の委員長は都市活力部魅力文化創造課長、副委員長には都市経営部広報戦略課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、検討会議の委員の追加をすることができる。

(運営)

第 5 条 委員長は検討会議の事務を総理する。

- 2 連絡調整会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の検討会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 連絡調整会議の庶務は、都市活力部魅力文化創造課において処理する。

(補則)

第7条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和6年7月12日から実施する。

別表 庁内連絡調整会議の構成

委員長	都市活力部	魅力文化創造課長
副委員長	都市経営部	広報戦略課長
委員	総務部	行政総務課長
		人事課長
	都市経営部	経営戦略課長
		秘書課長
	都市活力部	スポーツ振興課長
		空港課長
	市民協働部	産業振興課長
		地域連携課長
		人権政策課長
	教育委員会	読書振興課長
		学校給食課長
		学校教育課長
	市議会事務局	総務課長
		議事課長